⑶　入札の無効
　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
　また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書を無効とする場合がある。
　なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
⑷　技術提案の採否
　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。
　なお、技術提案を確認した結果、否となった場合は、競争参加資格を認めないものとする。
⑸　落札決定の取り消し等
　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
　また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。
⑹　配置予定監理技術者の確認
　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。
⑺　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
⑼　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑽　提出された申請書等は原則として返却しない。
⑾　手続における交渉の有無　無
⑿　契約書作成の要否　要
⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒁　関連情報を入手するための照会窓口は、記４⑴に同じ。
⒂　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒃　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Metoropolitan Intercity Expressway Sekiguchi Viaduct Nouth (Prestressed Concrete Superstructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 28 June 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M 23 May 2010
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited ４－３－１, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
平成22年４月１日
支出負担行為担当官
防衛省経理装備局会計課
会計管理官　矢島　富夫
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第１号

１　業務概要等
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　平成22年度在沖米海兵隊グアム移転に関する家族住宅民活事業に係るアドバイザリー業務
⑶　業務内容
　１　事業者選定支援業務
　①　事業者選定関連資料策定支援業務　既成の検討資料及び各種資料案を活用し、以下の事業者選定関連資料の策定を支援する。
・実施方針及び募集要項（事業概要、参加資格、選定方法、選定スケジュール等の詳細を含む）
・業務要求水準書（家族住宅民活事業（建設、運営、維持管理等）において要求されることとなる項目・内容の詳細を含む）
・その他関係書類（様式集、記載要領など必要に応じ策定）
　②　事業者選定関連資料策定補助業務　事業者選定関連資料の策定にあたり、その詳細事項に関する検討等を補助するため、以下の業務を行う。
・米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務
・弁護士等による法務面、技術面からの内容のレビュー及び専門的意見の聴取
・家族住宅民活事業（建設、運営、維持管理等）の各種コストに係る分析
・関係する事例（日本におけるＰＦＩの事例、米国におけるMHＰＩの事例、グアム現地の事例等）及び市場動向（主に日本、米国、グアム）等に関する調査・研究
　③　事業者選定実施支援業務　事業者選定実施（実施方針の公表、実施方針の説明等、募集要項等の公表、資格審査の実施、提案審査の実施）のために必要となる以下の業務を行う。
・実施方針及び募集要項等の公表及び質問・意見への回答案の作成に係る事務
・事業者選定に関する説明会の開催に係る事務
・事業者の審査（資格審査及び提案審査）関連業務（事業者評価方法及び評価基準等の策定、審査員組成の支援等）
・事業者選定諮問委員会関連業務（諮問委員会の組成（委員の選定を含む）、開催（履行期間中７回程度を想定）、運営の支援等）
　２　その他
　①　現地調査等　業務にかかる情報収集等のため、関係する現地において調査、調整を行うこととして以下の人員を見込む。なお、現地調査にかかる経費は、実費を当省の基準等により精査のうえ、精算払いとする。
　ａ）グアム　６名：４日間×４回
　ｂ）ハワイ　６名：４日間×４回
　ｃ）ワシントンＤ．Ｃ．６名：４日間×６回
　②　業務に必要な外国語　本業務では、各種の書類作成をする際に、特に米側との協議が必要な内容については、英語による文書の作成が必要となる。また、米国政府を含む諸機関との調整には、英語を用いることが必要である。
⑷　履行期限　平成23年３月31日
２　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　企画提案書の提出者に要求される資格　以下に掲げる資格要件を満たしている企業であること。（②及び③については、どちらか一方を有していればよい。）
　①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。